

野鳥における鳥インフルエンザ対応について

○目的

高病原性鳥インフルエンザウイルスによる感染鳥類を早期発見・早期把握し、野鳥をはじめ家きんへの感染拡大を防止する。また野鳥の接し方等の適切な情報提供により、社会的不安を解消する。

○対応の概要

**情報収集・監視**：野鳥の生息状況や、異常死の情報等を収集する

**死亡野鳥等調査**：死亡野鳥の種類と羽数に応じ、ウイルス保有状況を調査する

**糞便採取調査**：集団渡来地などで水鳥類の糞便を採取し、ウイルス保有状況を調査する。

**緊急調査**：高病原性鳥インフルエンザ陽性が確定した際、発生地周辺の状況調査を行う。

**発生地対応**：陽性となった場合、相談室の設置や住民、市町村への情報提供を行う。

○「情報収集・監視」「死亡野鳥等調査」について

- ・対応レベル及び検査優先種の設定（環境省マニュアルP5～）

高病原性鳥インフルエンザの発生状況により、環境省が対応レベルを設定。

高病原性鳥インフルエンザウイルス（遺伝子を含む）が検出された場合、最後の感染確認個体の回収日の次の日を1日目として**28**日目の24時に対応レベルを引き下げる。また、同様に野鳥監視重点区域についても、以下を1日目として**28**日目の24時に解除する。

\*野鳥及び飼養鳥の場合は回収日（糞便は採取日）の次の日

表 I-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	発生地周辺（発生地から半径 10 km 以内）
通常時	全国	指定なし
国内単一箇所発生時	<u>対応レベル 1</u>	<u>野鳥監視重点区域</u> に指定
国内複数箇所発生時	<u>対応レベル 2</u>	
近隣国発生時等	<u>対応レベル 3</u>	必要に応じて適切な場所に <u>野鳥監視重点区域</u> を指定

表 I-2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種	
対応レベル 1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	10月から12月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取
対応レベル 2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

- 死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で数日間（複数羽の場合は、大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から、おおむね3日間程度）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

- すべての種において、重度の神経症状が見られるなど、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。